



道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	325 号	山鹿市鹿本町来民字板東 1112 番 4 地先から 菊池市七城町大字台 188 番 3 地先まで
"	443 号	上益城郡御船町大字辺田見 400 番地先から 下益城郡美里町小筵 813 番 1 地先まで
"	501 号	熊本市河内町白浜字井手上 2003 番地先から 同市小島下町字下中須 234 番 2 地先まで 熊本市中原町字上白地 634 番 2 地先から 同市川口町字中洲 25 番 1 地先まで
一般県道	並建熊本線	熊本市野口三丁目 975 番 1 地先から 同市新土河原二丁目 648 番 2 地先まで

2 指定する期日 平成 19 年 4 月 1 日

### 熊本県告示第 168 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さ 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	443 号	玉名郡南関町大字関町 384 番 12 地先から 同町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで
主要地方道	大牟田植木線	荒尾市上平山字庄山下 975 番 9 地先から 玉名郡南関町大字宮尾字杉本 46 番 1 地先まで
"	大牟田南関線	玉名郡南関町大字久重 337 番 2 地先から 同町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで
"	南関大牟田北線	玉名郡南関町大字関町 384 番 12 地先から 同町大字関外目字墨摺川 1436 番 3 地先まで
"	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字花岡字川原 1673 番 17 地先から 球磨郡球磨村大字神瀬甲字江川内 41 番 1 地先まで
"	荒尾南関線	荒尾市平山字西浦 1964 番 1 地先から 同市上平山字庄山下 975 番 9 地先まで 玉名郡南関町大字宮尾字杉本 46 番 1 地先から 同町大字久重 337 番 2 地先まで
一般県道	平山荒尾線	荒尾市平山字西浦 1964 番 1 地先から 同市宮内字土井ノ内 93 番 1 地先まで

2 指定する期日 平成 19 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さ 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空に障害の無いことを確認のうえ走行すること。

**熊本県告示第 169 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	瀬田熊本 線	熊本市渡鹿九丁目  266 番 地先から  同所  40 番 3 地先まで	前	9.0 ～ 17.6	204.6	単道改
			後	16.2 ～ 21.7	204.6	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 28 日

**熊本県告示第 170 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本渡苓北 線	天草市本渡町本戸馬場字西の久保  1500 番 3 地先から  同所  1534 番 1 地先まで	前	4.6 ～ 29.0	237.1	旧道移管
				12.0 ～ 25.5	258.4	
			後	12.0 ～ 25.5	258.4	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 28 日

**熊本県告示第 171 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		熊本市横手一丁目	前	6.5 ～	75.0	九州新幹

一般 県道	小島新町 線	同所	1089 番 2 地先から	9.5	線及び熊 本駅周辺 連続立体 交差事業
			1087 番 2 地先まで	後	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 28 日

#### 熊本県告示第 172 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和高森線	上益城郡山都町菅尾字前	230.0	単道改
		88 番 1 地先から 同所 82 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 28 日

#### 熊本県告示第 173 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯前人吉自 転車道線	球磨郡多良木町大字黒肥地字井手詰	678.6	自転車道 路整備
		181 番 1 地先から 同町大字多良木字中鶴 66 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 28 日

#### 熊本県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	熊本市渡鹿九丁目	140.0	単道改
		266 番 地先から 同所 40 番 3 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 28 日

**熊本県告示第 175 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を別冊のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 176 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 氷川町
- 2 事業の種類 カントリーパーク（竜北公園）整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 熊本県八代郡氷川町大野字中ノ間及び字太尾地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について  
申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、氷川町がカントリーパーク（竜北公園）を整備するものであり、土地収用法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。  
以上のことから、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について  
起業者は、本件事業に係る用地費、補償費及び工事費等について、一般会計、補助金及び起債により予算措置を講ずることとしている。  
また、予定された補助金の交付や起債の許可が得られない等財源に不足を生じる場合には、一般財源で措置する旨の確約も得られている。  
以上のことから、起業者は土地収用法第 20 条第 2 号に掲げる要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業により整備する公園は、「道の駅・竜北」の対面にあり、道の駅と連携して歴史的文化遺産に関する情報発信や農作業体験・環境学習等による都市住民の周遊滞在による町民との交流を促進するための拠点施設として整備するものである。  
屋外ステージを配した「交流広場（お祭り広場）」をはじめ、既存のウォーキングセンターや周辺の豊かな里山の自然環境を有効に活用することで、子供からお年寄りまで幅広い利用者がゆっくりのんびり楽しめる野外レクリエーション空間や、地域の歴史や自然について学ぶ環境学習や野外活動の拠点としての魅力を発揮することが可能となるものである。  
これまでの道の駅を中心とした物を通じた立ち寄り通過型の交流に加え、地域の自然や歴史等の魅力を楽しみながら学ぶことのできる人を通じた体験・滞在型交流を促進することで、交流人口の拡大による地域の活性化のみならず、人と人とのふれあいにより子供たちの心を豊かに育て、「環境問題」も含めて、安心できる社会や地域を愛する社会の実現につながり、定住促進および地域社会の安定化にも大きく寄与するものである。  
よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。  
イ 本件事業の施行により失われる利益について  
本件事業の起業地内の埋蔵文化財については、関係機関との十分な協議のうえ、試掘も済ませており、事業施行による影響はない。  
また、現在の地形を活かした公園整備により、動植物や環境への影響はほとんどないと考えられる。  
ウ 比較衡量  
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。  
以上のことから、本件事業計画は土地収用法第 20 条第 3 号に掲げる要件を充足すると判断される。
  - (4) 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について  
ア 本件事業を早期に施行する必要性  
竜北公園内に建設予定のお祭り広場（野外ステージ）は、熊本県が推進する「新幹線くまもと創りプロジェクト」の中で、「子どもフェスタ in やつしろ（仮称）」のメイン会場の一つとして予定され、環境学習や食育等の新たな視点及び歴史・文化の視点から、全国各地の子供たちとの様々な交流イベントを行う場として期待されており、早期に整備する必要がある。  
イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画でも述べられているとおり事業の施行

に必要な最小限の面積にとどめられている。

また、起業地には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は土地収用法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 5 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
氷川町役場宮原振興局企画課

**熊本県告示第 177 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 飛尾地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 17 号までを順次結んだ線及び標柱 17 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	下益城郡	城南町	東阿高	南飛尾	1368
2	"	"	"	"	1371
3	"	"	"	飛 尾	1425
4	"	"	"	"	1442-1
5	"	"	"	"	1436-1
6	"	"	"	"	1437-1
7	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	1437-3 地先（道路）
9	"	"	"	"	1433-3
10	"	"	"	"	1431-3
11	"	"	"	"	1433-1
12	"	"	"	"	1431-1
13	"	"	"	南飛尾	1305-2 地先（道路）
14	"	"	"	"	1305-2
15	"	"	"	"	1311
16	"	"	"	"	"
17	"	"	"	"	1363-2

2 秋田地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 7 号と標柱 11 号を結んだ線と標柱 11 号から標柱 14 号までを順次結んだ線及び標柱 14 号と標柱 7 号を平成 2 年 3 月 28 日熊本県告示第 242 号で指定した土地の東側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
7	阿蘇郡	西原村	河 原	門 出	887-4
11	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	885-2
14	"	"	"	"	"

3 中園地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 11 号までを順次結んだ線及び標柱 11 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	御 所	中 園	1314-1
2	"	"	"	"	1298-1
3	"	"	"	"	1253-1

4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	1265-1
7	"	"	"	"	1296-1
8	"	"	"	"	1288-1
9	"	"	"	"	1290-1
10	"	"	"	"	1314-1
11	"	"	"	"	"

4 法蓮寺地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 19 号までを順次結んだ線及び標柱 19 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	鶴ヶ田	法蓮寺	4125
2	"	"	"	"	4128 地先 (道路)
3	"	"	"	"	4133
4	"	"	"	"	4137・4138 (合併)
5	"	"	"	"	4140
6	"	"	"	"	4141-1
7	"	"	"	"	4143-2
8	"	"	"	"	4099
9	"	"	"	"	4091
10	"	"	"	"	4089
11	"	"	"	"	4097-1
12	"	"	"	"	又 4107-1 地先 (道路)
13	"	"	"	"	又 4107-2 地先 (道路)
14	"	"	"	"	4109-1
15	"	"	"	"	4109-3
16	"	"	"	"	4110-1
17	"	"	"	"	4111
18	"	"	"	"	4112
19	"	"	"	"	4116

熊本県告示第 178 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 第 1 項の規定に基づき同条第 2 項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として、次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	開設者名	所在地	認 定 期 間
独立行政法人 国立病院機構	菊池病院	独立行政法人国立病 院機構	合志市福原 208 番地	平成 19 年 2 月 19 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

熊本県告示第 179 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院として、次のとおり認定した。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	開設者名	所在地	認定期間
独立行政法人 国立病院機構	菊池病院	独立行政法人国立病 院機構	合志市福原 208 番地	平成 19 年 2 月 19 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

**熊本県告示第 180 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住 所 及 び 氏 名 (法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)	業 態	主 な 取 扱 材
平成 19 年 1 月 23 日 A10429（新 規）	人吉市蟹作町 300 有限会社青井運送 田上明仁	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 1 日 A10430（新 規）	球磨郡多良木町多良木 8772-42 熊本木材株式会社上球磨支店 西村元治	木材市場	

**熊本県告示第 181 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住 所 及 び 氏 名 (法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)		変 更 の 理 由
	変 更 前 の 登 録 事 項	変 更 後 の 登 録 事 項	
平成 19 年 1 月 15 日 A03043	玉名郡南関町関町 1518 株式会社大石製材所 大石彰	玉名郡南関町関町 1518 大石木材株式会社 大石彰	名称の変更
平成 19 年 1 月 17 日 A10065	球磨郡多良木町黒肥地 2485-2 才津米蔵	球磨郡多良木町黒肥地 2485-2 才津清一	代表者の変更

**熊本県告示第 182 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 9 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり抹消した。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の抹消）

抹 消 年 月 日 登 録 番 号	住 所 及 び 氏 名 (法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)	抹 消 の 理 由
平成 19 年 1 月 31 日 A10055	球磨郡多良木町多良木 2591-1 上球磨木材株式会社 湊田睦男	廃業のため

（製材業者登録の抹消）

抹 消 年 月 日 登 録 番 号	住 所 及 び 氏 名 (法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)	抹 消 の 理 由
平成 19 年 1 月 15 日 B03017	玉名郡南関町関町 1518 株式会社大石製材所 大石彰	廃業のため

**熊本県告示第 183 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	熊本市城山下代町字上鳥井木  48 番 地先から  同町字蓮町  34 番 1 地先まで	前	19.3 ～ 20.4	250.0	側溝及び 歩道整備
			後	20.3 ～ 20.4		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 28 日

熊本県告示第 184 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	宇城市不知火町高良  同所  421 番 地先まで	前	11.6 ～ 11.7	49.7	24条工事
			後	11.6 ～ 13.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 28 日

熊本県告示第 185 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266 号	上天草市姫戸町姫浦字永目  3963 番 6 地先から  同町姫浦字浜田  4080 番 2 地先まで	150.0	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 5 日

## 公 告

## 熊本県公告第 177 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 9 月 19 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により八代市及び八代商工会議所から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
洋服の青山新八代店・ドラッグストアモリ八代沖店  
八代市沖町字 5 番割 3692 番 2 ほか
- 2 市町村からの意見の概要
  - (1) 周辺道路の交通渋滞緩和策
    - ① 県道八代港線に面した出入口は一般の通行に支障がでないように左折のみとし右折禁止としていただきたい。
    - ② 交通渋滞等周辺生活環境に著しく影響を及ぼしていると認められる場合は、必要に応じ、設置者及び住民等の関係者による対策会議を開催していただきたい。特に開店日や特売日など混雑することが明らかな場合には、警備員を配置し、安全に配慮していただきたい。
  - (2) 歩行者及び自転車の利便と安全の確保
    - ① 西側道路は出入口付近が狭くなっているため車両の出入りには十分注意していただきたい。
    - ② 県道八代港線に面した出入口は、歩行者・自転車に十分注意をしていただきたい。
  - (3) 街並みづくり
    - ① 建築壁面は、隣接境界線から十分に離していただきたい。
    - ② 敷地周辺部は、緑地を確保していただきたい。
    - ③ エアコン室外機は、隣接地に向けて配置しないよう配慮していただきたい。
- 3 市町村の区域をその地区とする商工会議所からの意見の概要
  - (1) 出店予定地付近の県道八代港線は、八代インター及び国道 3 号線と、外港工業地域及び大島町石油基地とを結ぶ主要物流幹線道路であり、タンクローリー車等の危険車両及び大型貨物車両の交通量がかなり多い。また、国道 3 号線のバイパス的役割を果たしている県道八代不知火線と交差しており、当該店の大売出し時には、交通渋滞が生じる可能性があり、両幹線道路の機能に障害を来し、引いては周辺住民の生活に支障が生じる可能性が大きい。
  - (2) 出店予定地の南側県道八代港線を挟む反対側にイオン八代ショッピングセンターが立地しているため、出店により交通渋滞等が懸念される。
  - (3) 出店予定地の北側方面からの来店者は、北側に位置する市道永碓町七番町線から一部しか道路拡幅していなく狭隘である市道沖町築添町線を通っての入出店が想定され、交通事故増加が懸念される。
  - (4) 荷さばき施設が出店予定地北側及び東側に設置が計画されているが、設置箇所が住宅に隣接しているため、騒音に対する懸念がある。
  - (5) 出店予定地は住宅地に隣接し、現在も住宅が増加傾向にある。出店に伴う夜間までの営業では周辺住民の安眠妨害等が懸念される。
  - (6) 出店予定者のうちドラッグストアモリは商品として数多くの化学薬品等を取扱い、組合せによっては化学反応等を起こす危険性があるため、周辺住民等に不安や悪影響を与えぬよう商品や廃棄物処理等に厳正な管理が必要である。
  - (7) 出店予定者のうちドラッグストアモリは医薬品販売業者であるため、薬剤師または薬種販売業者等を常設する必要がある。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課  
平成 19 年 2 月 28 日から平成 19 年 3 月 28 日まで

## 熊本県公告第 178 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂南熊本店  
熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
廃止前 4,169 平方メートル  
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日

- 平成 19 年 3 月 12 日
- 4 廃止する理由  
建物売買のため
- 5 届出年月日  
平成 19 年 2 月 14 日

**熊本県公告第 179 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、上天草市長何川一幸から賤の女地区の換地処分をした旨の届出があった。  
平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 180 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新世界会館（熊本パルコ）  
熊本市手取本町 5 番 1 号
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所及び代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社ザ・フットワーク 愛知県名古屋市中区大須三丁目 45 番 2 号	愛知県名古屋市中区大須三丁目 45 番 2 号
株式会社ポイント 代表取締役社長 黒田 博	代表取締役社長 石井 捻晃
株式会社アロー 代表取締役 今枝 重信	代表取締役 今枝 淳
株式会社レイカズン 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 8 番 8 号	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 24 番 9 号
有限会社マリングループ	株式会社マリングループ
株式会社イーストヴィレッジ 代表取締役 片平 和久 福岡県福岡市中央区警固一丁目 15 番 6 号	(退店)
株式会社クレアヴィレ 取締役 松田 晃一 大阪府箕面市船場東一丁目 11 番 16 号	(退店)
有限会社高木商店 代表取締役 高木 晴美 熊本市春日四丁目 15 番 15 号	(退店)
株式会社ワイズコーポレーション 代表取締役 田代 義二 新潟県新潟市中野山四丁目 8 番 27 号	(退店)
株式会社ビルケンシュトックジャパン 代表取締役社長 井口 純 東京都港区赤坂八丁目 10 番 22 号	(退店)
(新規出店)	株式会社玉屋 代表取締役 竹田 進一 大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目 2 番 21 号
(新規出店)	チョーギン株式会社 代表取締役社長 小林 一雄 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 3 番 19 号

(新規出店)	株式会社ジュン 代表取締役 佐々木 進 東京都港区港南一丁目 8 番 22 号
(新規出店)	株式会社エム・ドウ 代表取締役 水谷 勝 大阪府大阪市中央区船越町一丁目 2 番 6 号
(新規出店)	株式会社トミーヒルフィガー・ジャパン 代表取締役 玉木 開作 東京都渋谷区代官山町 8 番 7 号
(新規出店)	株式会社糸久 代表取締役 森尾 久男 熊本市横紺屋町 14 番地
(新規出店)	イトキン株式会社 取締役社長 辻村 章夫 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 4 番 25 号
(新規出店)	ワークデザイン株式会社 代表取締役 木村 治 福岡県福岡市中央区大名一丁目 2 番 44 号

- 3 変更の年月日  
平成 19 年 1 月 31 日
- 4 変更する理由  
小売店舗の業者の変更及び追加のため
- 5 届出年月日  
平成 19 年 2 月 7 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 2 月 28 日から平成 19 年 6 月 28 日まで

### 熊本県公告第 181 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 11 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新世界会館（熊本パルコ）  
熊本市手取本町 5 番 1 号
- 2 市町村意見の概要  
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 2 月 28 日から平成 19 年 3 月 28 日まで

### 登 載 依 頼

### 熊本県環境審議会公告第 3 号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋 田 純

- 1 開催日時  
平成 19 年 2 月 28 日（水）  
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
県庁本館 5 階審議会室

## 3 議題

- (1) 平成 19 年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
- (2) 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて

## 4 傍聴者の定員

10名

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部水環境課水質保全班）

（電話 096-333-2271）

**熊本県卸売市場審議会公告第 1 号**

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県卸売市場審議会

## 1 開催日時

平成 19 年 3 月 19 日（月）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁 審議会室

## 3 議題

- (1) 第 8 次熊本県卸売市場整備計画の概要について
- (2) 上記計画の取組み状況について
- (3) 来年度以降の推進について
- (4) 電子商取引の運営状況について
- (5) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農林水産部団体支援総室共済・市場班）

（096-333-2372（ダイヤルイン））

**熊本県立美術館協議会公告第 1 号**

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 2 月 19 日

熊本県立美術館協議会

## 1 開催日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）

午後 2 時から午後 4 時まで

## 2 開催場所

熊本県熊本市二の丸 2 番

熊本県立美術館本館 会議室

## 3 議題

- (1) 平成 18 年度事業報告について
  - ア 展覧会活動
  - イ 教育普及活動
  - ウ 美術品収集
- (2) 平成 19 年度事業計画案について
  - ア 展覧会活動
  - イ 教育普及活動
- (3) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市二の丸 2 番  
熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務課）  
（電話 096-352-2111）

**熊本県選挙管理委員会告示第 10 号**

平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

市の選挙区（強制合区含む） 当該市の選挙管理委員会事務局

郡の選挙区 当該郡を管轄する熊本県地域振興局総務振興課

（ただし、鹿本郡選挙区については、鹿本郡植木町選挙管理委員会事務局）

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付事務を行う場所は、別表に定める場所のうち選挙長が定める。

(別表)

選挙区名	時間	受付事務を行う場所	時間	受付事務を行う場所	受付事務を行う場所の所在地
熊本市	午前8時30分 ～ 正午	熊本市役所14階大ホール	正午 ～ 午後5時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所花畑町別館3階)	大ホール:熊本市手取本町1番1号(熊本市役所14階) 事務局:熊本市花畑町3番1号
八代市・八代郡	午前8時30分 ～	八代市千丁支所2階大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	八代市選挙管理委員会事務局 (八代市千丁支所2階)	八代市千丁町新牟田1502番地1
人吉市	午前8時30分 ～	人吉市役所議員控室 (人吉市役所3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	人吉市選挙管理委員会事務局 (人吉市役所別館大会議室)	市役所:人吉市麓町16番地 市役所別館:人吉市西間下町1118番地
荒尾市	午前8時30分 ～	荒尾市役所11号会議室 (荒尾市役所1階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	荒尾市選挙管理委員会事務局 (荒尾市役所1階)	荒尾市宮内目390番地
水俣市	午前8時30分 ～	水俣市職員共済会館13階会議室A	午後5時00分 ～ 午前8時30分		水俣市陣内1丁目1番1号
玉名市	午前8時30分 ～	玉名市文化センター3階大研修室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	玉名市選挙管理委員会事務局 (玉名市役所2階)	文化センター:玉名市紫根木88番地1 事務局:玉名市紫根木163番地
天草市・天草郡	午前8時30分 ～	天草市役所2階庁議室 (天草市役所新館2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	天草市選挙管理委員会事務局 (天草市役所新館1階)	天草市東浜町8番1号
山鹿市	午前8時30分 ～	山鹿市役所1階会議室 (山鹿市役所1階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	山鹿市選挙管理委員会事務局 (山鹿市役所3階)	山鹿市山鹿978番地
菊池市	午前8時30分 ～	菊池市役所庁舎大会議室 (菊池市役所庁舎3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	菊池市選挙管理委員会事務局 (菊池市役所庁舎2階)	菊池市隈府888番地
宇土市	午前8時30分 ～	宇土市福祉センター2階大会議室	午前11時00分 ～ 午後5時00分	宇土市選挙管理委員会事務局 (宇土市役所別館2階)	宇土市福祉センター:宇土市浦田町44番地 宇土市選挙管理委員会事務局:宇土市浦田町51番地
上天草市	午前8時30分 ～	上天草市役所 大矢野庁舎3階 大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	上天草市選挙管理委員会事務局 (上天草市役所大矢野庁舎2階)	上天草市大矢野町上1514番地

(別表)

選挙区名	時間	受付事務を行う場所	時間	受付事務を行う場所	受付事務を行う場所の所在地
宇城市	午前8時30分 午後5時00分	宇城市役所2階庁議室			宇城市松橋町大野85番地
阿蘇市	午前8時30分 午後5時00分	阿蘇市一の宮保健センター2階健康増進室	午前10時00分 午後5時00分	阿蘇市選挙管理委員会事務局 (阿蘇市役所3階)	阿蘇市一の宮町宮地504番地1
合志市	午前8時30分 午後5時00分	合志市役所合志庁舎2階庁議室 (合志市役所合志庁舎2階)	午前10時00分 午後5時00分	合志市選挙管理委員会事務局 (合志市役所合志庁舎2階)	合志市竹迫2140番地
下益城郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県宇城総合庁舎第1会議室 (熊本県宇城総合庁舎2階)			宇城市松橋町大字久具字井手下400番地の1
玉名郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県玉名総合庁舎大会議室 (熊本県玉名総合庁舎4階)	午前10時00分 午後5時00分	熊本県玉名地域振興局総務部総務振興課 (熊本県玉名総合庁舎2階)	玉名市岩崎1004番地の1
鹿本郡	午前8時30分 午後5時00分	植木町役場2階 第4会議室			鹿本郡植木町大字岩野238番地1
菊池郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県菊池総合庁舎別館大会議室 (熊本県菊池総合庁舎別館2階)			菊池市隈府1272番地10
阿蘇郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 (熊本県阿蘇総合庁舎別館2階)	午前10時00分 午後5時00分	熊本県阿蘇地域振興局総務部総務振興課 (熊本県阿蘇総合庁舎2階)	阿蘇市一の宮町宮地2402番地
上益城郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県上益城総合庁舎大会議室 (熊本県上益城総合庁舎3階)			上益城郡御船町辺田見396番地の1
葦北郡	午前8時30分 午後5時00分	熊本県芦北総合庁舎大会議室 (熊本県芦北総合庁舎3階)	午前10時00分 午後5時00分	熊本県芦北総合庁舎会議室 (熊本県芦北総合庁舎2階)	葦北郡芦北町大字芦北2670番地
球磨郡	午前8時30分 正午	熊本県球磨総合庁舎大会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)	正午 午後5時00分	熊本県球磨総合庁舎中会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)	人吉市西間下町一杉86番地の1

**熊会公告第87号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年2月28日

熊本県警察本部長 横 内 泉

**1 競争入札に付する事項**

(1) 業務の名称  
複写サービス業務

(2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 設置場所  
警察本部のうち複写サービスを必要とする場所

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者いずれからも契約更新拒絶の意思表示がない場合は、さらに1年間契約を更新できるものとし、この更新は2回限りとする。

(5) 入札方法

ア 入札金額は、複写サービス業務1枚あたりの単価とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

**2 入札に参加できる者**

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目複写サービスに登録された者であること。

(2) 複写サービス業務において使用する複写機の機能及び保守体制等を証明する書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。

(3) 5の(3)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

**3 競争入札参加資格確認申請書の提出**

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成19年2月28日（水）から平成19年3月8日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

4に記載の場所へ持参により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

**4 契約条項を示す場所**

熊本県警察本部警務部会計課用度係（警察棟4階）

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-381-0110 内線2244

**5 入札手続等**

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成19年2月28日（水）から平成19年3月7日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年3月12日（月） 午後2時から

イ 場所

熊本県警察本部2階201会議室

## (4) 入札書の提出方法

5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。

## 6 その他

## (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった 1 枚当たりの金額に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者がした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## (5) 最低制限価格

無

## (6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

## (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 枚当たりの金額）に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (8) その他詳細は入札説明書による。

## 熊会公告第 88 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 28 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 借入物品及び数量

寝具類（リネンサプライを含む） 一式



## (4) 入札書の提出方法

5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 3 月 13 日 (火) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

## 6 その他

## (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった寝具類 1 組の 1 月当たりの単価 (消費税を含む。) に借入予定数量並びに借入期間月数 (12 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## (5) 最低制限価格

無

## (6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

## (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (寝具類 1 組の 1 月当たりの賃貸料) に借入予定数量並びに借入期間月数 (12 月) を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (8) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤

削除する。

ページ	行	削除部分
6	21 ~ 22	(次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成 19 年 1 月 22 日熊本県告示第 58 号（木材業者及び製材業者の登録）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
31	右表 最下 段中	平成 18 年 10 月 6 日 A10424（新規）	平成 18 年 10 月 6 日 A11198（新規）
44	右表 最下 段中	平成 18 年 10 月 6 日 B10138（新規）	平成 18 年 10 月 6 日 B11063（新規）

